

令和5年度 神奈川県水素ステーション整備費補助金 申請等手続きに関する手引

令和5年6月1日
神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室

1 受付期間

交付申請書の受付は、令和5年4月27日（木曜日）から令和5年6月30日（金曜日）までです。

2 補助金申請から交付までの流れ

（1）交付申請書の提出

必要書類を整えた上で、交付申請書を提出してください。

（2）交付決定通知書の送付

申請内容を審査し、補助の要件に適合した場合、交付決定通知書を送付します。

交付決定通知書の到達前に工事の契約又は工事の着手をすると、県の補助金の交付対象外となります。交付決定通知書の到着前に工事を契約又は工事に着手せざるを得ない場合は、必ず事前に県に相談してください。

暴力団排除条例の規定により県警へ照会するため、交付決定に1か月以上かかる場合があります。

（3）実績報告書の提出

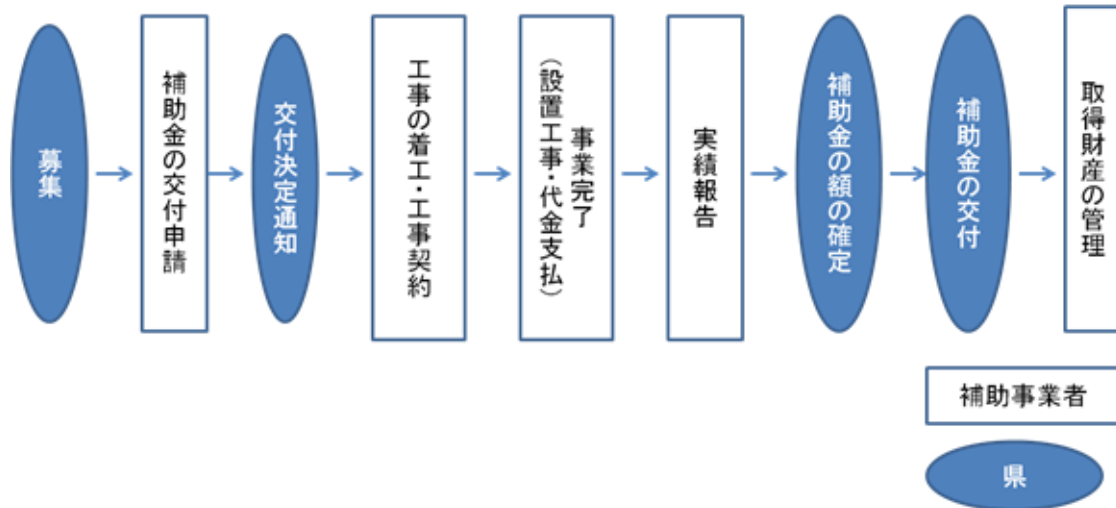
実績報告書を、補助事業の完了（設置工事、代金支払いの両方を終えた時点）から、2か月以内又は令和6年4月30日（火曜日）のいずれか早い日までに必ず提出してください。

※上記の実績報告書を、令和6年3月29日（金曜日）までに提出できない場合は、実施状況報告書を令和6年3月29日（金曜日）までに提出してください。

（4）補助金の交付

実績報告書を審査し、補助の条件に適合した場合、補助金を交付します。

【補助金申請から補助金交付の流れ】



3 主な補助の条件

- (1) 補助事業者は個人事業者又は法人であること。
- (2) 補助金の交付決定通知後に工事の契約及び工事の着手を行うこと。
- (3) 年度内に補助事業を完了（設置工事、代金支払いの両方を終えた時点）し、期日までに実績報告書の提出が可能なこと。
- (4) 暴力団排除の対象に該当せず、当該確認のために県警への照会について了承すること。
- (5) 下表の期間内に、財産の処分（売却、廃棄、譲渡）等を行わないこと。

○財産の処分の制限期間

区分		年数
水素供給設備一式	受電設備、原料ガス設備、水素製造装置、水素液化装置、液化水素貯槽・気化器、水素燃料輸送用設備・接続装置、圧縮機、蓄圧器、ディスペンサー、プレクーラー、冷却水装置、計装空気設備・窒素設備、散水設備・貯水槽、制御・監視・検知警報設備等、その他水素を燃料として燃料電池自動車等に供給するために必要な設備	8年
工事負担金	敷地外の中圧ガス本支管工事に関する負担金、給水配管／排水配管工事に関する負担金 電気の配給設備に関する工事費負担金	15年

上記以外の財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める期間によるものとする。

4 事業期間

(1) 補助対象年度

補助事業の期間は、単年度とします。

(2) 翌年度も継続して事業を実施する場合の取扱い

本事業は、原則、単年度に完了する水素ステーション整備事業を対象としていますが、単年度では事業全体の完了が困難であり、かつ全事業期間の事業費及び各年度の発生経費を明確に区分した事業計画（一般社団法人次世代自動車振興センターに申請した事業計画と同一のもの）が提出された場合に限り、当該年度の該当計画分に対する補助申請を可能とします。

この場合、翌年度の補助金の交付決定を保証するものではないため、各年度に補助金の申請を行い、交付決定を受けた後に事業を実施する必要があります。また、翌年度に事業を取りやめた場合（事業廃止）は、既に交付した補助金の返還が必要となりますので、注意してください。

また、各年度の補助金申請額は、各年度の予算の定めによる額を超えることはできません。翌年度も継続して事業を実施する場合の補助上限額は、当該年度の予算の定めによる額と初年度に確定された補助金額の差額となります。

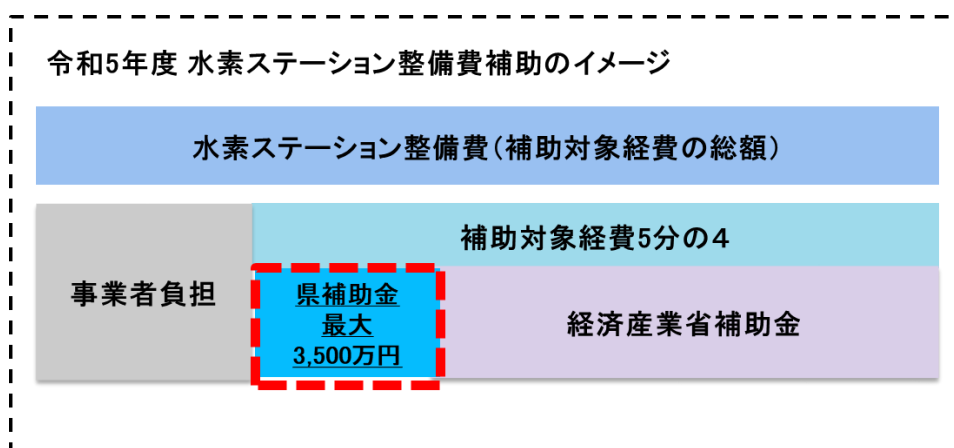
《事業申請の方法》

- ① 各年度に交付申請を行い、事業計画書（事業全体の計画書）と実施計画書を提出してください。
- ② 事業計画書において、複数年度にまたがる工事等がある場合や、各年度における工事等の名称が同一又は類似している場合は、その内訳において各年度の実施内容の差異を明確に区分する必要があります。
- ③ 実施計画書は、事業計画書に対応したものである必要があります。
- ④ 各年度の事業完了は3月末日（ただし、県の開庁日）までとしなければなりません。

5 補助額の算出方法

補助額は、補助対象経費に5分の4を乗じた金額から経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）」（以下「経済産業省補助金」という。）の交付額を差し引いた金額又は3,500万円のうち、いずれか低い額とします。

(参考)



ただし、導入済みの設備を転用し、増設・改造する場合は、増設・改造に要した補助対象経費から経済産業省補助金交付額を差し引いた額を補助額とします。

また、受付期間内に有効な申請が複数あった場合は、各々の補助申請額を上限として、予算額を当該補助申請額に応じ按分します。

6 加算額

(1) 加算額の考え方

定置式水素ステーションが設置されていない市町村に新たに整備する場合、又は大型事業用車両への充填が可能な水素ステーション(水素供給能力が $500\text{N m}^3/\text{h}$ 以上で、ピーク時に $500\text{N m}^3/\text{h}$ の水素を充填できる能力を有するもの)を整備する場合は、補助対象経費に5分の4を乗じた金額から経済産業省補助金交付額を差し引いた金額に700万円を加算します。ただし、国と県の補助金の総額が補助対象経費を超える場合は、補助対象経費を超えない範囲で加算します。

(2) 翌年度も継続して事業を実施する場合

水素ステーション整備事業を翌年度も継続して実施する場合、各年度の補助対象経費の割合に応じ、当該年度の予算で定める加算額(令和5年度分は700万円)を按分の上、加算します。この場合、1案件当たりの加算額の総額は、事業最終年度の予算の定めによる加算額を超えることはできません。

7 申請内容の変更

- (1) 個人事業者にあつては、住所又は氏名を変更したとき、法人にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもって、その旨を届け出てください。
- (2) 交付決定後に、補助事業の内容を変更しようとする場合は、変更承認申請書(別表9 第4号様式)に、中止又は廃止しようとする場合は、中止・廃止承認申請書(別表9 第7号様式)に、関係資料を添付し、提出してください。
- (3) 財産処分制限期間内において、補助事業により取得した財産を処分しようとするときは、必ずあらかじめ財産処分承認申請書(別表9 第13号様式)を提出してください。
- (4) 財産処分を承認し、必要であると認める場合には、補助金の全額又は一部に相当する金額の納付を請求します。
- (5) 補助金の交付の目的に反する場合は、既に交付した補助金の返還が必要となります。

8 問合せ先

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室
電話 045-210-1111 (代表)